

平成23年11月1日(火)

第 2,338 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【告 示】

平成23年11月定例県議会の招集

(財 政 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業

(高齢者福祉課) 2

者の指定

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(2件)

(") 2

保安林の指定(2件)

(森林整備課)

【教委規則】

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一 (教育庁総務課) 部を改正する規則

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

4

3

告示

島根県告示第713号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、平成23年11月21日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第714号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ナノケアめ	訪問介護	ヘルパーステーション優	出雲市松寄下町220番地7	平成23年11月1日
ろす	介護予防訪問介護	樹		

島根県告示第715号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条 第1号の規定により告示する。

平成23年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ナノケアめ	居宅介護支援	ケアプラン優樹	出雲市松寄下町220-7	平成23年11月1日
ろす				

島根県告示第716号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条 第1号の規定により告示する。

平成23年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ライフサポ	居宅介護支援	居宅介護支援事業所	大田市鳥井町鳥井1204	平成23年11月1日
- F		きれんげ		

島根県告示第717号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字池峠空2637、字畑垣奥2638、2639、2641、2642-1、2643-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第718号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市温泉津町福光ハ76-1、ハ79、ハ81-3、ハ1426

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年11月1日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第17号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年島根県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「又は同条に規定する大型自動車」を「、同条に規定する大型自動車又は同条に規定する中型自動車(車両総重量が8,000キログラム以上、最大積載量が5,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上のものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月1日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条中「又は同条に規定する大型自動車」を「、同条に規定する大型自動車又は同条に規定する中型自動車(車両総重量が8,000キログラム以上、最大積載量が5,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上のものに限る。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。